

令和4年9月13日

介護保険サービス事業者協議会 会員各位

おはようございます。

会員の仲間の事業所より資料を頂いたので共有します。

新型コロナウイルス感染症対策と両立する社会経済活動の継続に向けて、感染後の待機期間を10日から7日に変更になりました。一般社会と、我々のように重症化しやすい高齢者に接する業界とは対応や感覚に違いがあってしかるべきだと思います。

資料にあるように、発症後7日を過ぎても感染能力は10%から20%は残るようです。この数字が高いと見るか、低いと見るかは、それぞれの法人の判断ですが、国の指針でも高齢者の直接接触は避ける旨があるようです。出社しても事業所内での後方支援に回るなど、事業所内感染拡大の防止に努めましょう。市民の感覚と現場の必要な感覚は違いがある、ということを社内に周知願いたいです。

よろしく願い申し上げます。

各務原市介護保険サービス事業者協議会

会長 稲垣 光晴

---

<http://kakamigahara-kaigohoken.sakuratan.com/>

[mitsuharu@satsuki-5.co.jp](mailto:mitsuharu@satsuki-5.co.jp)

---